

令和 7 年度第 3 回福生市地域福祉推進委員会会議要録

日時	令和 7 年 8 月 4 日（月）午後 1 時 30 分 ～ 午後 2 時 35 分
場所	もくせい会館 3 階 301・302 会議室
委員 出席者	田中 愛誠（会長）、吉野 通正、渡邊 彩、笹本 みゆき、大河内 公夫、柿崎 ひとみ、高橋 和子、小川 肇、川口 修、三井田 章、大戸 規彰、田村 清孝、北島 浩子、川口 貴枝、萬沢 明（副会長）、小川 恵子、濱中 供子、高山 浩之
事務局 出席者	田村福祉保健部長、高山障害福祉課長、神田介護福祉課長 井上福祉総務係長、金子福祉総務係主査、安東福祉総務係担当、大橋福祉総務係担当、大久保福祉総務係担当、菱沼障害福祉係長、三田相談支援係長、佐野相談支援係主査、小村高齢者支援係長、澤井介護保険係長、木村介護保険係主査

[事前配付資料]

- ・事前資料 1 第 7 期福生市地域福祉計画骨子案について
- ・事前資料 2 第 7 期福生市地域福祉計画骨子案
- ・事前資料 3 令和 7 年度第 2 回福生市地域福祉推進委員会会議要録

[当日配付資料]

なし

1 開会

事務局： 定刻となりましたので、ただいまから令和 7 年度第 3 回福生市地域福祉推進委員会を開会します。

なお、本日は、波多野委員、白石委員、半澤委員、杉本委員が御都合により欠席をされる旨、事前に御連絡いただきました。

2 会長挨拶

～会長から挨拶～

事務局： 議題に入る前に、前回の第 2 回の本委員会にていただいた御質問に対し、後日回答とさせていただきます件につきまして、事務局より回答いたします。

事務局： 委員より御質問いただいた件につきまして回答します。前回の議題（1）第 6 期福生市地域福祉計画の令和 6 年度進捗状況についての中でいただいた質問です。地域福祉計画の基本目標 3「適切な支援につなげる体制づくり」の施策「健康相談の充実」の具体的な取組内容として、「保健師、栄養士等による『総合健康相談』の充実を図ります。」というものがあります。令和 6 年度の取組としては、相談者数延べ 700 人を目指すものとし、実績は、実施回数 32 回、相談者数は延べ 739 人でした。この「総合健康相談」について、2 点御質問をいただきました。1 点目の御質問は、令和 6 年度計画に「相談者数延べ 700

人を目指します」とあるが、700 人とした理由、2 点目の御質問は、「739 人というのは同じ人も入っているのか、739 人の方が参加されたのか。」というものです。1 点目の、700 人を計画値と設定した理由ですが、1 回あたりの相談を受けることができる人数や、過去の実績を鑑みて目標値を設定しています。2 点目については、相談者延べ人数 739 人に対しまして、相談者の実人数は 423 人でした。

回答は以上となります。

なお、前回、第 2 回の本委員会で御確認いただきました「第 6 期福生市地域福祉計画の令和 6 年度進捗状況」及び「第 4 期福生市バリアフリー推進計画の令和 6 年度進捗状況」につきましては、庁内での最終確認を行ったのち、市ホームページにて公表しますので、御承知おきください。

3 議題

(1) 第 7 期福生市地域福祉計画骨子案について

会 長： 議題（1）「第 7 期福生市地域福祉計画骨子案について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題（1）「第 7 期福生市地域福祉計画骨子案について」の説明をします。事前資料 1 と事前資料 2 の御用意をお願いします。

本日、御審議いただきたい部分は、第 7 期計画の骨組み部分となりまして、施策等の詳細については、次回以降、素案として御審議いただく予定となっています。

それでは、事前資料 1 をお願いいたします。骨子案について、事前資料 1 を中心に説明します。

こちらの資料は、左側に第 6 期計画の骨子、真ん中に第 7 期計画の骨子案、を記載し、第 6 期計画の骨子と、第 7 期計画の骨子案を比較できるものとなっています。右側には説明を記載しています。

また、第 6 期計画骨子、第 7 期計画骨子案の欄、それぞれの項目ごとに、かっこ書きで第 6 期福生市地域福祉計画と、事前資料 2 第 7 期計画骨子案のページ数を記載していますので、適宜、御参照いただきたいと思います。

第 6 期計画では、第 1 章から第 7 章までの構成とし、福生市成年後見制度利用促進計画と福生市再犯防止推進計画を包含したものとなっています。

第 7 期計画の骨子を検討する上では、第 6 期計画の骨子をベースに、第 6 期計画から引き続き重要な視点や第 7 期計画の視点を踏まえ、第 7 期計画の骨子としては、記載する内容はおおむね踏襲し、新たに包含する計画などを踏まえ、構成の整理を行いました。

まず、総論と各論の構成とし、計画の基本的な考え方を示している部分を総論、施策に関連する部分を各論としています。

各論では、施策全体にかかわるものである福生市重層的支援体制整備事業実施計画を各論Ⅰとして位置づけ、第 6 期計画で基本計画としていたものを、各論Ⅱ基本施策とし、3 つの基本目標による柱立てを踏襲した構成となっています。

それでは、事前資料 1 に沿って、各項目の概要と、第 6 期計画からの主な変更点を中

心に説明します。

まず、総論第1章です。総論第1章では計画の基本的な概要を記載しています。おおむね第6期計画の第1章を踏襲した構成としています。第6期計画の第1章2「計画の位置づけ」の(2)「福生市総合計画(第5期)との関係」、(3)「市の主要な計画及び関連計画との関係」については、内容に関連があることから、第7期計画では総論第1章2「計画の位置づけ」の(2)「市の計画との関係」としてまとめています。第6期計画の第1章3「計画の改定にあたって」で示している地域共生社会の考え方などは、第7期計画では、総論第3章「計画の基本的な考え方」で示すこととしました。その他、第6期計画第1章の内容を踏襲した形で、項目名の整理を行っています。

次に、総論第2章でございます。総論第2章では、福生市の地域福祉を取り巻く現状を把握するための統計データを示すとともに、計画策定に関する課題を示しています。統計データは第2章の1～8で示していき、人口・世帯の推移や福祉分野に関わる統計データを掲載しています。おおむね第6期計画を踏襲した内容とし、項目の整理を行います。なお、第6期計画第2章4「子どもの状況」の(2)保育の状況(3)待機児童数の推移(4)幼稚園の状況(5)学童クラブの状況(6)児童・生徒数の推移、で示していた子ども・子育て関連の詳細な現状については、令和6年度に策定した「福生市こども計画」において把握され、対策を講じていることから、第7期計画では掲載しないこととしています。また、第6期計画第2章4「子どもの状況」5「ひとり親家庭の状況について」は、内容に関連があることから、第7期計画では、総論第2章4「子ども・子育て世帯の状況」として、一つの項目にまとめることとしています。第6期計画第2章6「市民活動の状況」9「その他」については、内容に関連があることから、第7期計画では、総論第2章6「地域活動・市民活動の状況」として、一つの項目にまとめることとしています。統計データの最後に、再犯防止に関するデータとして、第7期計画では、8「再犯率の状況」を追加しています。

続いて、計画策定に関する課題の部分です。第6期計画第2章10「計画策定に際しての課題」の内容については、第7期計画総論第2章9「策定に関する課題」で示すこととしています。統計データ、昨年度実施した「第7期福生市地域福祉計画策定に向けた基礎調査」の結果、市政世論調査結果の分析、包含する計画などを踏まえ、課題を整理した結果、多くを第6期計画から継続している課題として引き続き設定しています。資料では「●(黒丸)」で標記しているものが、第6期計画から引き続き設定している課題です。

新たに設定した課題については、2点ありまして、1点目はバリアフリー推進計画の視点を踏まえ、(4)「相互理解の促進を」新たに設定しています。「☆(星)」で表記している上の部分になります。2点目は、再犯防止推進計画の視点を踏まえ、(6)「犯罪を繰り返さないための地域づくり」を新たに設定しています。資料中では「☆(星)」で表記している下の部分になります。

そのほかに、第6期計画で課題として設定していた、「地域活動への関心の低下」、「福祉課題を抱えた人の孤立」、「ライフスタイルの多様化による新たな地域課題の増加」、の3点の課題については、第7期計画では、「地域のつながりの希薄化」、「地域課題の複雑化」の2点に整理・統合を行っています。資料中では「△(三角)」で表記しています。

なお、各項目ごとに、基礎調査等の結果及び分析を記載しています。事前資料2 骨子案では、18 ページから 42 ページに記載しています。

次に総論の第3章です。総論第3章では、総論第2章で示した課題を踏まえ、第7期計画における基本理念、基本目標、施策体系を示しています。

事前資料2の47ページをお願いします。施策体系をお示ししています。

基本理念については第6期計画を踏襲し、「すべての人が住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」とする考えです。第7期計画から包含される「福生市重層的支援体制整備事業実施計画」、「福生市バリアフリー推進計画」においても、それぞれ基本理念を定めていましたが、いずれの計画も地域共生社会の実現を目指すものであり、地域福祉計画の理念と相違ないことから、地域福祉計画の基本理念を共有するものと考えています。

基本目標及び施策の方向性については、第6期計画をベースに、包含する各種計画の内容を踏まえ、整理を行っています。基本目標1は「地域の支え合い・担い手づくり」、施策の方向性は(1)「地域に目を向け参加・参画する人の増加」、(2)「NPO・ボランティア活動等の支援」、(3)「地域の活動基盤の充実」、(4)「人権尊重と心のバリアフリーの推進」、基本目標2は「安心して住み続けられる地域づくり」、施策の方向性は(1)「権利を守るための支援」、(2)「再犯防止のための支援」、(3)「安全安心な地域づくりの推進」、基本目標3は「適切な支援につなげる体制づくり」、施策の方向性は(1)「総合的な相談体制の充実」、(2)「福祉情報の提供体制の充実」、(3)「地域福祉の推進体制の強化」です。

次に、総論の第4章です。総論第4章では、第6期計画第3章4「地域福祉を推進するために」に示されていた圏域の捉え方や各主体の役割と、第6期計画第7章「計画の推進」に示されていた進捗管理について整理を行い、計画の推進体制を示しています。具体的な進捗管理方法については調整中のため、今後追記する予定です。

続いて、各論について説明します。はじめに「各論Ⅰ」についてです。第7期計画では、新たに包含することとした「福生市重層的支援体制整備事業実施計画」を各論Ⅰと位置づけています。これは、重層的支援体制整備事業の実施主旨である「地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の構築を目指すもの」は、基本施策として設定する基本目標1から3すべてに関連する内容であることから、基本目標と同じ階層ではなく一つ上の階層に整理しました。そのため、福生市重層的支援体制整備事業実施計画の示し方を、基本目標1から3とは別立てとすることとしています。なお、各論Ⅰの具体的な内容については、今後素案としてお示しする予定です。

続きまして、各論Ⅱについてです。第6期計画で「基本計画」として定めていたものを、「各論Ⅱ基本施策」として、3つの「基本目標」の柱立てを踏襲しながら整理を行っています。基本目標ごとの施策の方向性は、「基本目標」の下に(1)(2)(3)…と記載している内容でして、先ほど、総論第3章で、施策体系として説明しました。施策の方向性について、包含する計画の内容を踏まえて整理した部分の説明をさせていただきます。1点目は、第6期計画第5章に位置づけています「福生市成年後見制度利用促進基本計画」を、第7期計画では基本目標2の施策の方向性(1)「権利を守るための支援」

に位置づけています。また、第6期計画第6章「福生市再犯防止推進計画」は、第7期計画では基本目標2の施策の方向性（2）「再犯防止のための支援」に位置づけています。

なお、第7期計画から包含する福生市バリアフリー推進計画の3つの基本目標にかかわる内容は、各施策・取組に位置づける考えです。3つの基本目標をそれぞれ、「心のバリアフリー」については基本目標1に属する施策へ、「施設等のバリアフリー」については基本目標2に属する施策へ、情報のバリアフリーについては基本目標3に属する施策へ位置づける考えです。各論Ⅱの具体的な内容につきましても、今後、素案としてお示しする予定です。

第7期福生市地域福祉計画骨子案についての説明は以上です。

会 長： 事務局から、第7期福生市地域福祉計画骨子案の説明がありました。御意見、御質問等ございますか。

委 員： 再犯防止について質問します。社会を明るくする運動に関連する質問なのですが、小中学校で再犯防止に関する教育がどの程度行われているかよくわかりません。簡単に御説明いただければと思います。

会 長： 事務局から回答をお願いします。

事務局： 小中学校における社会を明るくする運動を含めた再犯防止に関する教育についての御質問ですが、教育委員会としての具体的な取組を社会福祉課としては把握していません。

委 員： 社会を明るくする運動を展開していく中、本運動の趣旨がなかなか浸透しきっていないという現状があります。浸透していくためには意識づけの必要があるということで、教育の中で取り組んでいただかなければならないのではないかと思います。我々としても、啓発活動の一環として啓発グッズを配ったりしていますが、そういう行動だけではなかなか浸透しません。「社会を明るくする運動作文コンテスト」に参加し、小中学生に作文を書いてもらうという話もありますが、社会を明るくする運動自体を知っているのかという疑問が湧きます。

事務局： 社会を明るくする運動について、学校との関わりとして、生徒会を中心に社会を明るくする運動の駅頭啓発活動を行っています。そのような中、すべての生徒の再犯防止への理解が進むよう、草の根活動の取組が今後求められていくと考えています。

会 長： 他に御質問、ご意見等ございますか。

委 員： 資料2の13ページに、ひとり親家庭の推移、児童扶養手当受給者数の推移、15ページに、外国人住民割合の比較が載っています。福生市は外国人住民の割合が非常に多い地域です。その関係で、今後も児童扶養手当受給者やひとり親家庭が増えていくと思います。最近では学校でも外国籍のお子さんが増えているため、言語の壁や保護者との接し方など、いろいろな問題がかかわってくると思いました。

会 長： 他に御質問、ご意見等ございますか。

委 員： 資料2の53ページ、重層的支援体制整備事業について質問があります。昨年度地域福祉コーディネーターが市役所に配置され、福祉分野だけでは対応できない部分を様々な分野でカバーし解決に向けて取り組みますという説明を受けて素晴らしいことだと思いました。相談に行った場合、地域福祉コーディネーターが、例えば生活保護、高齢者への

支援というように相談先を振り分けると思っていたのですが、そのような理解でよろしいですか。市民が相談に行く場合、その市民本人が、この相談は重層的支援体制にあたるのかそうでないかということはある程度判別した上で行くのか、それとも、どの窓口に行っても地域福祉コーディネーターが振り分けてくださるのでしょうか。

事務局： 困りごとが複数ある場合でも、そのうちの一つでも相談先がわかっている場合は、これまでどおりそこに行っていただくことを想定しています。一方、例えば自分の子ども、一緒に住んでいる親の問題などが複雑に絡み合っていれば、重層的支援体制整備事業による対応となりうるということが想定されます。どこに相談すればよいかわからない場合は、市役所 10 番窓口の社会福祉課にお越しく下さい。窓口で困りごとをお聞きし、解決につなげられる部署を御案内するという形になります。

委員： 最終的には、各分野の窓口には振り分けられるということですね。

事務局： 基本的には、そうなります。障害者のある人に対しては障害者支援の専門部署があり、高齢者については高齢者支援の専門部署があるというように、対象の方に応じて適切に対応できる部署に御案内する形を取っています。

事務局： 補足します。重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、福生市社会福祉協議会の有資格者を市役所に 2 名、福祉センターに 1 名配置しています。福生市社会福祉協議会のふっさボランティア・市民活動センターの方、あるいは皆様のような地域福祉にかかわっている方につなぐことによって複雑化した問題にうまく対応できるのではないかと考えています。専門の方に我々行政機関の者が相談して最善の方法を一緒に考えてもらったり、交通整理をしてもらったりして、一つの部署だけでは解決が難しかったことを新しい手段で解決するという発想になります。窓口については、例えば高齢の親に関する相談であれば介護福祉課に直接行けばよいのですが、その背景に他の問題が絡んでいることもあります。その場合、相談を受けた課から地域福祉コーディネーターに依頼して解決の調整をしてもらいます。それが重層的支援体制ということになります。新しい制度ですので、市も手探りでやっているところがございます。最初に相談を受けた窓口ですべて解決できれば一番よいのですが、福祉の問題はどうしても複雑化しがちです。

委員： 昨年度の実績を教えてください。

事務局： 昨年度は重層的支援体制整備の移行準備ということで、担当部署との情報共有を行いました。相談内容には、つなぎ先が明確なものや、複合的な問題が絡み合っつなぎ先が複数の部署にわたるものといったように様々あります。これが重層的支援体制整備事業により対応した相談の実績であるという正確な数字は言い切れないのが現状でございます。

委員： それなりに相談実績はあったわけですね。

事務局： 市民の方の困りごとの解決を第一の目標とし、様々な課と連携して支援を行う、それが重層的支援体制整備になります。体制整備のための事業と御認識いただければと思います。

委員： 福祉分野だけではなく、税金、教育、生活などのすべての問題が重層的支援体制整備による支援に含まればよいと思います。

会長： 私から 1 点質問したいと思います。窓口での御案内だけでなく、様々な機関とのコー

ディネートや相談にあたってのアセスメントも行って、地域福祉コーディネーターが適切な相談先につなげていくという認識でよろしいでしょうか。

事務局： そういった形で交通整理を行っていくものと考えています。

会 長： ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

委 員： 計画期間が、令和 8 年から令和 12 年までの 5 年間となっています。第 2 章は福生市の地域福祉を取り巻く現状と課題ということで、令和 6 年や令和 7 年までの推移が載っていますが、現状をベースに令和 8 年からの 5 年の計画期間内でどのような変化を見込んでいるかをお聞きしたいと思います。

事務局： 現時点で具体的な見込みは立っていませんが、目標値を設定し、その目標値を踏まえて施策を設定していくことを考えています。その際に、どの程度の推移になるかというところも考えていくことになります。

委 員： 例えば長生きの方が増えてくると介護保険料の収入が増えるということもありますが、逆に支出も増えると思います。そのバランスをどう考えていますか。

事務局： 個別の分野にかかわる事象につきましては、各所管課において対策を講じることになるかと思います。地域福祉計画につきましては、高齢者、障害者、児童福祉に関連して共通する事項を定めるというところになります。

事務局： 高齢者、障害者、児童福祉などの各分野については、分野ごとに個別計画というものがあります。例えば高齢者については介護保険事業計画や高齢者福祉計画、障害者については障害者計画、そういったものが個別計画としてあり、それらの上に来るのが地域福祉計画という位置づけになります。個別計画で見込まれている推計値や最新のデータに基づいて将来の数量を設定していきます。この時点でお示しできるのは、あくまで過去の推移で、これからこの数字や個別計画を基に、今後 5 年間の見込みを予想していく予定です。

会 長： 他、いかがでしょうか。

副会長： 資料 2 の 49 ページから 51 ページは「圏域の捉え方・各主体の役割」ということで、市民の役割【小領域】、市民団体・地域団体の役割【小領域】、民生委員・児童委員の役割【中領域】、事業者の役割【中領域】、社会福祉協議会の役割【大領域】、市（行政）の役割【大領域】が載っています。このように領域を分けて今後計画づくりに取り組むのだらうと思いますが、市民の役割【小領域】では、実際に市民がこういうことを担っていくなどの目標を設定するのでしょうか。また、社会福祉協議会と市は大領域の中、連携して活動する必要があります。社会福祉協議会でも計画をつくっていると思いますが、市と社協それぞれの計画の整合性を図ることが大きな課題になります。市が計画づくりを考える際に、小領域、中領域との意思疎通の図り方などのイメージをもしお持ちであれば、お答えいただきたいと思います。

事務局： このイメージ図に加えて、もう一つの考え方として、自助・共助・公助というものがあります。我々公助だけでは難しいところを共助として担っていただくということで、そこには社会福祉協議会の協力が必要です。ボランティアセンターで活動されている方や各種団体の方に協力いただく部分が共助で、我々行政による公助だけではカバーしきれない範疇になります。共助をいかに広めていくかということを皆さんと一緒に考えてい

かなければならないと思います。また、本市では市政世論調査というものを定期的に実施しています。ボランティア活動をしていますかといった設問を設定し、市民の意識を把握しているところです。

副会長： 非常に難しい問題だと思います。高齢者施設等の各福祉施設は、災害に備えての避難所、食料の備蓄及び提供等の役割を担っていますが、どこまで意識を持っているのかということがなかなか把握できません。各福祉施設を地域資源としていかにうまく利用するかなど、市から積極的に働きかけていく必要があります。地域福祉計画の中で、施設も地域福祉の役割を担っていることを発信していただきたいと思います。

事務局： 福祉避難所の協定を結んでいる施設もございますが、実際の行動にあたって何を準備するかなどの具体的な内容は今後さらに調整が必要な状況です。防災を一つのきっかけとして、いわゆる共助の仕組みをつくっていくことが大事かと思います。

副会長： 厚労省が、身寄りのない高齢者の死後の手続きの支援制度を創設するそうです。福生市も社会福祉協議会で成年後見制度の利用促進を図っていますが、それだけでは賄いきれない細かい相談が増えてくると思います。民間でも身寄りのない高齢者の死後の問題について支援するシステムは出来ていますが、費用がかかります。そのため、お金がない人に対する財政的な支援制度が必要になってくると思います。身寄りのない高齢者の死後の手続きの支援制度の創設にあたっては国から市にいろいろな課題が下りてくると思いますが、積極的に取り組んでいただきたいと希望します。

事務局： 死後事務支援については、最近ニーズが出てきています。実施団体によっては費用を一定程度抑えられるようですが、誰もが避けて通れない死に対し、公助がどこまでかわるのかという問題を考える必要があります。その意味では、社会福祉協議会のような共助をできる団体に期待するところがあります。

会 長： 他にご質問、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、本日の審議は以上で終了となります。事務局にお返しします。

4 その他

事務局： 皆様から、「その他」の案件で何かございますか。なければ、事務局より御案内申し上げます。

(1) 令和7年度第2回福生市地域福祉推進委員会会議要録について

事務局： 事前資料3「令和7年度第2回福生市地域福祉推進委員会 会議要録」を御覧ください。こちらは、前回の7月7日（月）に開催しました第2回福生市地域福祉推進委員会の会議要録です。

おおむね8月12日ごろに福生市ホームページでの公開を予定していますので、お気づきの点等ございましたら、後日でも構いませんので御意見をお寄せいただければと思います。

(2) 令和7年度第4回福生市地域福祉推進委員会の開催について

日 時：令和 7 年 9 月 24 日（水）午後 1 時 30 分から

場 所：もくせい会館 3 階 301・302 会議室

5 閉会

事務局： 以上で、第 3 回福生市地域福祉推進委員会を終了します。

（午後 2 時 35 分 閉会）